

左京七条一坊の調査

－第115次

1 はじめに

今回の調査は樅原市市営住宅の建て替え工事に伴なって実施したものである。排土置き場を敷地内で確保しながら調査する関係上、調査区を東側約2,000m²と西側約1,000m²の2区に分け、合計約3,000m²の発掘調査を実施した。東側の調査は4月3日に開始し、7月3日に終了した。引き続き、排土を東区へ移動し、7月17日に西区の重機掘削に着手、10月4日に調査を完了した。

調査地は藤原京の左京七条一坊西南坪にあたり、朱雀門から約300m程の、藤原宮から近いところである。調査地の東隣である左京七条一坊東南坪では「皇子宮」と記された木簡が樅原市教育委員会の調査で見つかっていることから、本調査地も重要な遺構・遺物の出土が予想された。

調査地の現況はかつて水田であった平坦地であるが、古くは南東から断続的に続く丘陵と南の日高山の丘陵の間の、北に低くなる谷筋にあたり、遺構面も北に向かって低くなっている。日高山丘陵に接する調査地南部は、特に遺構面が高く、遺構残存状況も良好であったが、北東部から北部にかけては中世以降の沼沢地が広がっていた。基本層序は概ね①盛土（1m）、②旧耕土・床土（0.3m）、③茶灰色砂粘質土（0.1m）、④灰黄色砂礫（0.1m）、⑤青灰色シルト～砂（地山）である。

調査では中世の沼沢地に伴う堆積層③を除去し、南西部は藤原宮期の整地土④上面、他の部分はこの下の地山⑤で、それぞれ遺構を検出した。主な遺構には掘立柱建物9棟、溝5条、池状遺構1、土坑2基、炉1基、立木列などがあり、大まかには藤原宮期以前と奈良時代以降に分かれ、A～Dの4期に区分できる。

2 検出遺構

A期の遺構

7世紀中頃～後半。炉、埋土に炭を含む南北溝などがこの時期に属し、小規模な建物は生産関連施設の可能性がある。建物の方位は北で西に振れる。この他に整地土④の下層で部分的に柱穴を確認した。

SB495 南側柱列は調査区外であるが、桁行3間、梁行

2間の東西棟掘立柱建物が想定できる。

SB496 検出した5基の柱穴すべてに短い柱根が残る。建物の南西部は削平されているが、桁行3間、梁行2間の東西棟掘立柱建物であろう。

SB497 桁行2間以上、梁行2間の南北棟掘立柱建物の北部を検出した。

SX498 炉。直径20～30cmの浅い土坑を地面に掘りくぼめる型式の鍛冶炉と考えられるが、残りが悪く、底部付近の焼土面を確認できたにすぎない。2～3回の作り替えがあった可能性がある。

SD499 幅約70cm、深さ20cm程の素掘り南北溝。約24m分確認した。埋土に炭が多量に混入する。

B期の遺構

藤原宮期前半。調査区西南部では礫混じりの灰黄色砂礫④で整地を行ない、建物を建てる。

SB510 桁行3間、梁行2間の東西棟掘立柱建物。

SB511 桁行2間、梁行2間の東西棟掘立柱建物で東に縁がつく。SB510と北側柱をほぼ揃える。

SA512 2間分の掘立柱東西塀。SB511北側柱と揃う。

SA513 SA512東端の南へ続く1間分の掘立柱南北塀。SA512と一体的に機能したものか。

SB514 桁行2間、梁行2間の南北棟掘立柱建物か。

SB515 桁行3間、梁行2間の南北棟掘立柱建物。

SD516 幅約40cm、深さ10cmの素掘り東西溝。掘り直しがあり、Y=-17,336より東では下層のSD517に重なる。西では狭くなりやや南に寄る。C期の集石遺構SX502の下で南北溝SD518につながり、L字状に屈曲する。また、SX502の下層では部分的に南肩のしがらみを検出した。

SD517 幅約40cm、深さ5cmの素掘り東西溝。SD516に先行する。藤原宮期の土器・斎串が出土した。SX502の下で南北溝SD518につながり、L字状となろう。

SD518 幅約40cm、深さ10cmの石組南北溝。削平のため北寄りは失われる。検出部北端付近に東側石が一段分残る。検出部中央で暗渠の底板が出土した。

SX501 東西約23m、南北10m以上の浅い池状の遺構。北岸は後世の削平のため失われ、明らかではない。想定される坪の中心近くに南岸をほぼ合わせる。7世紀前半～藤原宮期の遺物が出土した。南岸には小規模な棧敷状の遺構SX507があるが、C期の可能性もある。

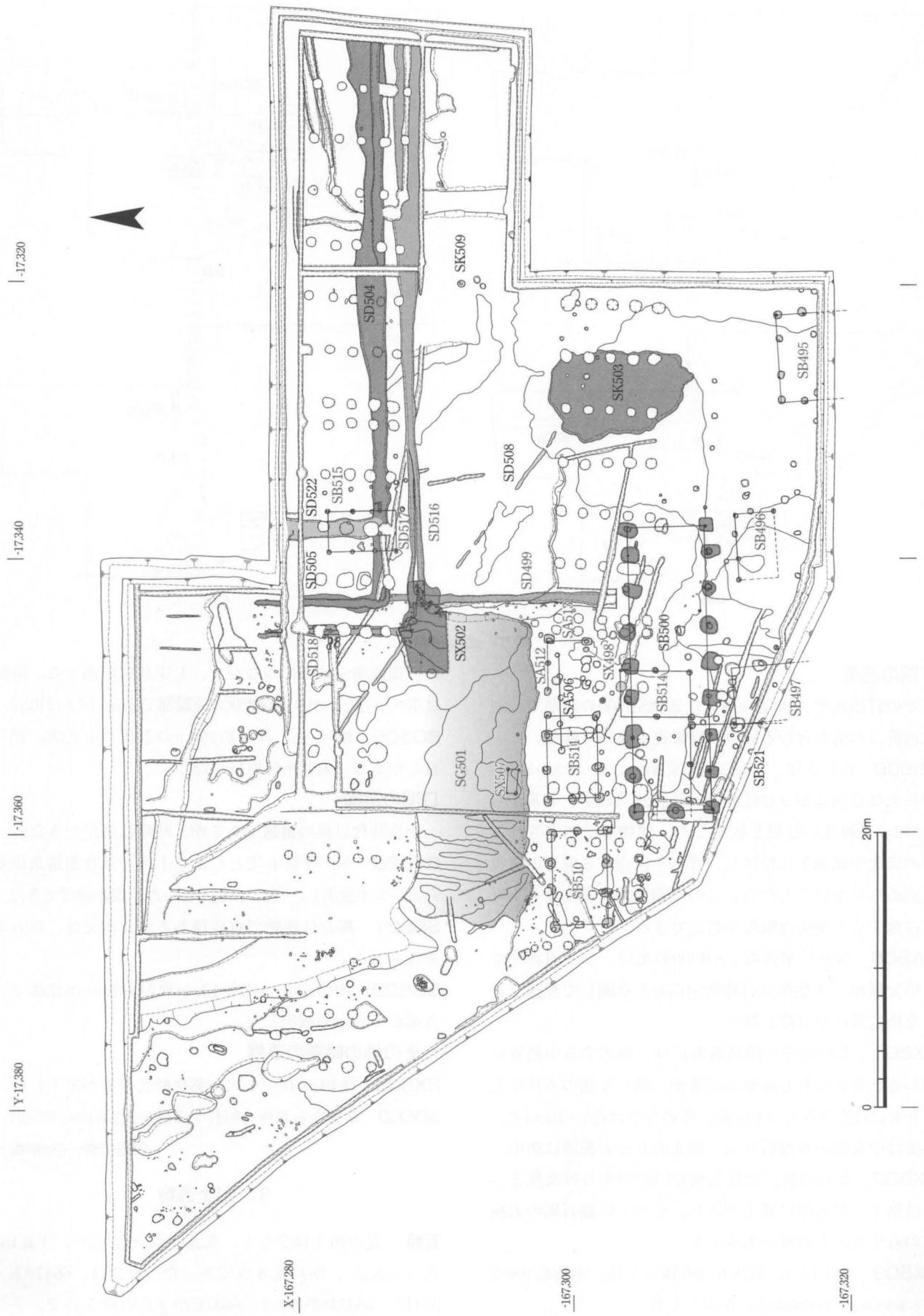


図69 第115次調査遺構平面図 1:400

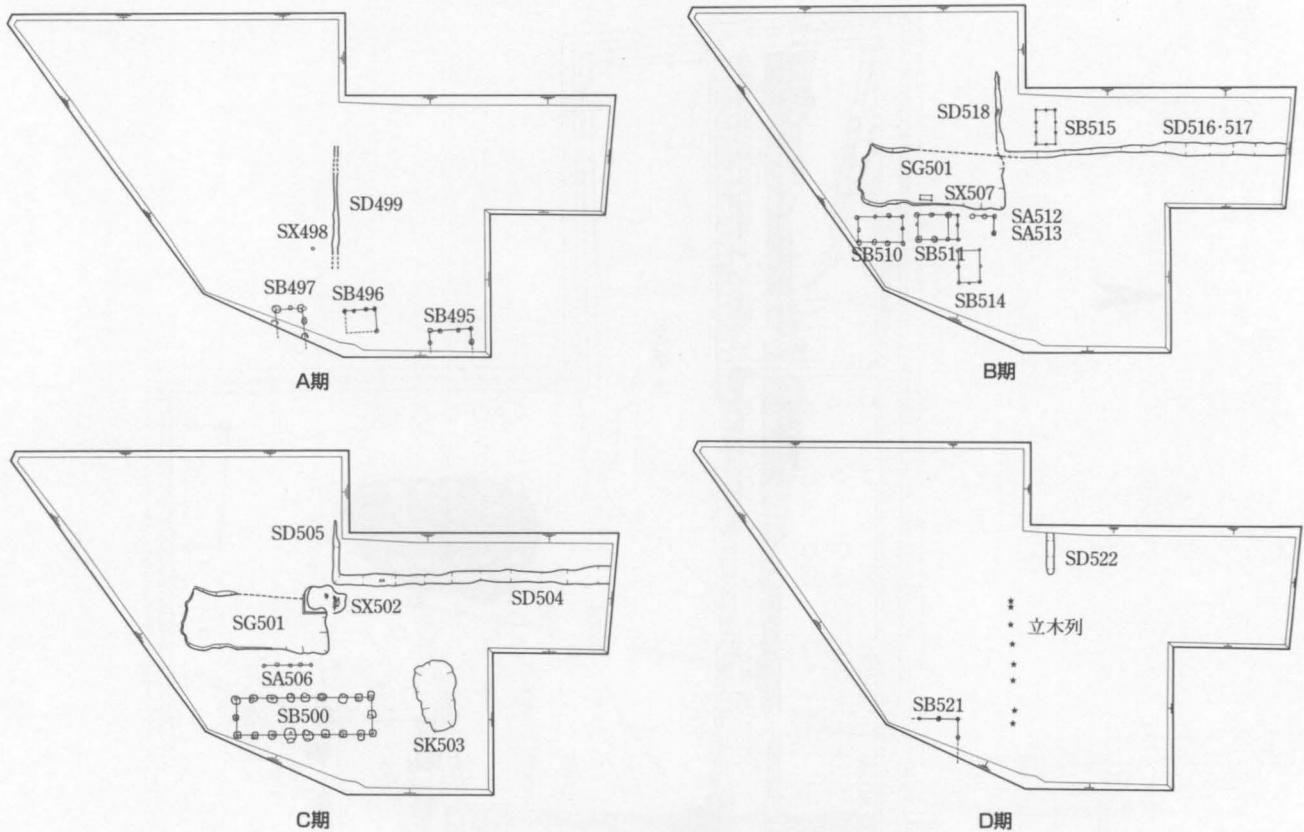


図70 遺構変遷図

C期の遺構

藤原宮期後半。大型の掘立柱建物SB500の時期で、池状遺構は木簡を含む木屑等の廃棄物で埋められた。

SB500 衍行8間、梁行2間（東西約20.7m、南北約5.6m）の長大な東西棟掘立柱建物で、柱穴20基の中、5基から直径24cm程度の柱根を検出した。建物心は想定される坪の南北中軸線上に位置し、坪内を区画する溝等の施設も認められないことから、この時期には少なくとも1町を占地する大規模な敷地が想定できる。

SA506 掘立柱東西塀。SB500の北側、やや西寄りで4間分検出。大型掘立柱建物SB500を意識して視線を遮るために設けた目隠し塀か。

SX501 この時期の池状遺構には、後述する中務省に関わると考えられる多量の木簡が、削片や他の木片などとともに投棄された（木屑層）。その厚さは約5~10cmで、木簡は中央部の東西約6m、南北約6mの範囲に集中。

SX502 集石遺構。池状遺構SX501がある程度埋まつた段階で、北東部に盛土がされ、その上に礎石風の大振りの石や人頭大の礫が集積する。

SK503 南北10m、東西6mの浅い土坑。木簡約100点（木簡約50点、削片約50点）が出土した。

SD504 素掘り東西溝。西寄りで暗渠の底板を検出し

た。南北溝SD505につながり、L字状に屈曲する。溝幅は東へいくと広がり、調査区の東端部で2m、深さは10cm。SD505 幅80cm、深さ約10cmの素掘り南北溝。掘り直しがある。約10m分検出した。

D期の遺構

奈良時代以降の遺構であるが、時期は確定できない。

SX520 ヤナギ属を主とした立木列。池状遺構東岸から南へ8本検出し、一部では根を張った状況が確認できた。

SB521 掘立柱建物で東西棟あるいは南北棟。塀の可能性もある。

SD522 幅約1.3m、深さ10cm程の素掘り南北溝で、南端から6m分検出した。

その他の時期の遺構

SX508 径40cm程の小穴。弥生時代の甕が出土した。

SD509 南東から北西へ斜行する浅い溝。地山面で検出。

（内田和伸・小池伸彦）

3 出土遺物

瓦類 瓦の出土は少なく、丸瓦68点（13.5kg）、平瓦154点（25.2kg）、面戸瓦8点であった。軒瓦は、6641Ab・6641F・6647Dが各1点、6641Cが2点の計5点で、すべて藤原宮式の軒平瓦であった。

（小谷徳彦）

木簡 出土した木簡の点数は、池状遺構SX501から約5,000点、土坑SK503から約100点であるが、SX501の堆積土は多量の削屑を含み、それを洗浄・整理中であるため今後も点数は増加する見込みである。一回の調査としては藤原宮・京における既往の調査の中で最多の出土点数である。木簡の詳細は近刊予定の『藤原木簡概報16』にゆだね、ここではSX501出土木簡の概要を報告する（巻頭図版4参照）。

SX501出土木簡の年代は、極わずかにある7世紀末の年紀や「評」制の荷札木簡を除けば、大宝元～2年頃であると考えられる。木簡の内容は多様であるが、特徴的なのは次の三点である。第一に、皇族・貴族との物品のやりとりの木簡（①～④）。第二に、中務省被管官司が中務省に、藤原宮から物品を外に搬出する許可を申請した「解」の木簡（⑤～⑧）や、宮内省が中務省に出した「移」の木簡（⑨）。第三に、官人の位階昇進や考課に関する木簡（⑩～⑯）などである。

これらの木簡の全体像をみよう。⑤～⑧の解の木簡は中務省の被管官司に限られている。木簡は中務省に提出されたのち「中務省」と注記されて省に留め置かれ、それとは別に門榜が中務省から衛門府に発給されたのであろう。また、第一の木簡の存在も中務省に宛てられたものとみて相応しい。したがって、全体としてこれらは中務省の業務に関する木簡であり、それが中務省ないしはその関連官衙において廃棄されたと思われる。

しかし、第二の木簡は「中務省」と注記されて、そのまま衛門府に転送されたとみることも十分可能である。洗浄作業で大量に出た削屑を分析すると、宮城十二門を守衛するいわゆる門号氏族名が多くみられる点も留意される。SX501出土木簡は、全体として衛門府で使用・廃棄されたものであり、その一部に中務省経由の木簡が含まれていると考えるのがよいのかもしれない。ただ、この場合、第一の木簡と衛門府との関係が整合的にならず、疑問点が残る。今後、木簡群全体の性格をどのように位置づけるのかが、大きな課題といえよう。

いずれにしても、大宝律令施行直後の実態を窺える貴重な一次史料が内容的にまとまって膨大に出土した訳であり、藤原京における京内官衙の存在を考える上でも今回出土した木簡の意義は計り知れない。以下、木簡の個別解説を簡単にしておこう。

①の御名部内親王は天智天皇の皇女で、高市皇子の妃となり長屋王を生む。木簡は下端で削屑が接続する。刃物を入れて折った後、下片が削られたものと思われる。御名部内親王宮を宛先・差出のいずれとみるかが問題となるが、②の木簡と同様の書式とみて、差出とみるのが穏当。②は石川宮が出す橡・糸・布の進上状。裏面に日付と石川宮の家政機関の役人の署名（下端欠損）がある。大宝令位階名に淨御原令冠位の名号のひとつ「進」がつくのは、大宝令位階制への切り替えに際し新旧の対応関係を示すためで、大宝初年の位階表記の特徴。石川宮は飛鳥池遺跡出土木簡（1991年度）にもみえる。③の家政機関の主典に大少の別がないことから石川宮の候補として三品・四品の親王（内親王）か正従三位の貴族が想定され、天武天皇の夫人である石川夫人とみるのも一案であるが、石川夫人が「宮」と称し得たのか。あるいは石川の地に所在の宮か。④の「道代」は藤原不比等の妻である県犬養宿祐三千代。木簡は二次的整形を被り木製品に転用されている。④の衣縫王は、藤原京の造京司などを歴任。衣縫王に塩を支給することに関わる木簡か。

⑤は皇太妃宮職が何らかの申請を中務省におこなった木簡。皇太妃は文武天皇の母である阿陪内親王（草壁皇子の妃。後の元明天皇）の尊称。裏面の「中務省出」の文言は以下の木簡に類似のものがみえ、木簡の宛先である中務省側が決済文言として、また転じて中務省が衛門府に出す門榜木簡の差出としても記入したものだろう。⑥⑦は内蔵寮の解。⑥は中務省に、藤原宮の佐伯門から物品を外に搬出する許可を申請した木簡。内蔵忌寸相茂は物品を受け取り搬出する内蔵寮官人か。佐伯門は藤原宮西面中門。藤原宮では初出。⑦は内蔵寮が、物品5斤を藤原宮から搬出するため、中務省に許可を請求する木簡。「出猪□」は藤原宮北面中門の猪使門を出る意味か。⑧は画工司の解。新たに加わった画師10人（令規は4人）に与える布など3品を、佐伯門から運び出す許可を中務省に請求したもの。物品搬出の責任者は志太連五百瀬。この木簡を中務省に持参したのは画工司使部の和尓積木万呂か。「今持退人」という表現は、申請木簡に中務の決済文言を書いてもらった後、木万呂が中務省を退いて木簡を持って衛門府に向かうということであろうか。文書伝達の実際を示すものとしておもしろい。

⑨は宮内省が中務省に出した「移」。裏面に日付を書

- ① 御名部内親王宮
太寶□
- ② ○石川宮出橡一石
糸一斤
布一常
- 大寶二年八月十三日書吏進大初位下
- ③ □養宿祢道代給□五
太寶元年十一月□□
- ④ 衣縫王□□□□塙
- ⑤ 皇太妃臣職解□
持人秦万品カ
□□□□□太寶□
- ⑥ 内藏寮解 門傍「絆カ」
内藏寮解□
○五斤出猪□
○五斤出猪□
〔使カ〕
- ⑦ ○内藏寮解□
○五斤出猪□
〔使カ〕
- ⑧ 画工司解今加画師十人分布七端
由布三束并三品
受志太連五百瀬 佐伯門
〔和 積カ〕
〔中務省□出〕今持退人使部□东□木尺印
- ⑨ 宮内省移
太寶二年八月五日少
〔中務省移□□□耳〕
- ⑩ (270)-55-3 019
- ⑪ 山錦門
(142)-(35)-5 081
- ⑫ 本位進大壹 今追從八位下
山部宿祢乎夜部
215-28-6 011
- ⑬ (90)-20-4 019
- ⑭ 海大廿□
175-23-11 015
- ⑮ (126)-(21)-3 065
(174)-(29)-4 081
- ⑯ 上毛五月逃干一
下總二月五□干一
206-23-4 011
- ⑰ (225)-(29)-3 019
○但波
○但波少初位佐伯連法師 桑田
247-19-4 011
- ⑱ 道衛□衛門府衛衛門府
衛衛衛門□
191-25-6 011
- ⑲ (130)-36-2 019
九坎療病病療□
巽 露
(重書)
195-34-11 081
- ⑳ 奈尔皮ソ尔佐久矢己乃皮奈沿留口母利□真波、留部止
佐久□□□□□職職
295-29-5 011
- ⑳ (317)-(26)-2 081
(49)-(22)-(3) 081
「中務省移如今勘□耳」
奈尔皮職職馬來田評
387-(34)-4 011

く。肉太の筆跡である。裏面には別筆による中務省の移（衛門府宛てか）がやや細い筆跡で書かれている。墨痕不明瞭であるが、次の⑩裏面の2行目と同文・同筆であろう。⑩の該当部分は、「中務省移ス、令ノ如ク勘□（勘ガヘテ□）ル耳」。中務省が令に則って検討して□したの意とされる。門傍関係条文は養老令では宮衛令に収載であるが大宝令には宮衛令の編目がなく軍防令に収載といわれており、然ればこの「令」は軍防令を指そう。しかし「令」は広義の令の意かもしれない。⑩も宮内からの物品搬出申請に関わる木簡か。

⑫は山部宿祢乎夜部が、「進大壹」から「追從八位下」に昇進したことを記す木簡。公式令の位記式の表現に類似する。⑭は海大廿某という役人の勤務評定の木簡。木簡の側面に穿孔を施すのは勤務評定木簡の特徴。なお、四文字目は「門」の字には読めない。⑮佐伯連法師とい

う役人の勤務評定の木簡か。「桑田」は丹波国桑田郡。
かしはで
彼の本貫か。⑯は「干」の逃亡者数を出身国別に記したものか。「干」は炊事係の廬丁のこと。⑰は武器の宮城搬出入に関するリストの一部か、あるいは府内での物品管理の木簡。⑱は衛門府などと書いた習書。⑲は文字の練習をした木簡。「九坎」は陰陽道で万事に凶日であるとされる「九坎日（坎日・欠日）」のこと。⑳は難波津の歌などを練習した木簡。表面2行目、「久」の下は側面割れで文字を確定できないが、「やこの花」に相当する墨痕が残る。難波津の歌の史料として、奈良県山田寺出土籠書瓦、徳島県觀音寺遺跡出土木簡に次いで古く、下の句を記した難波津の歌として最古。下の句まで全てが書かれているものとしても希有である。馬來田評は後の上総国望陀郡。

（山下信一郎／文化庁記念物課）

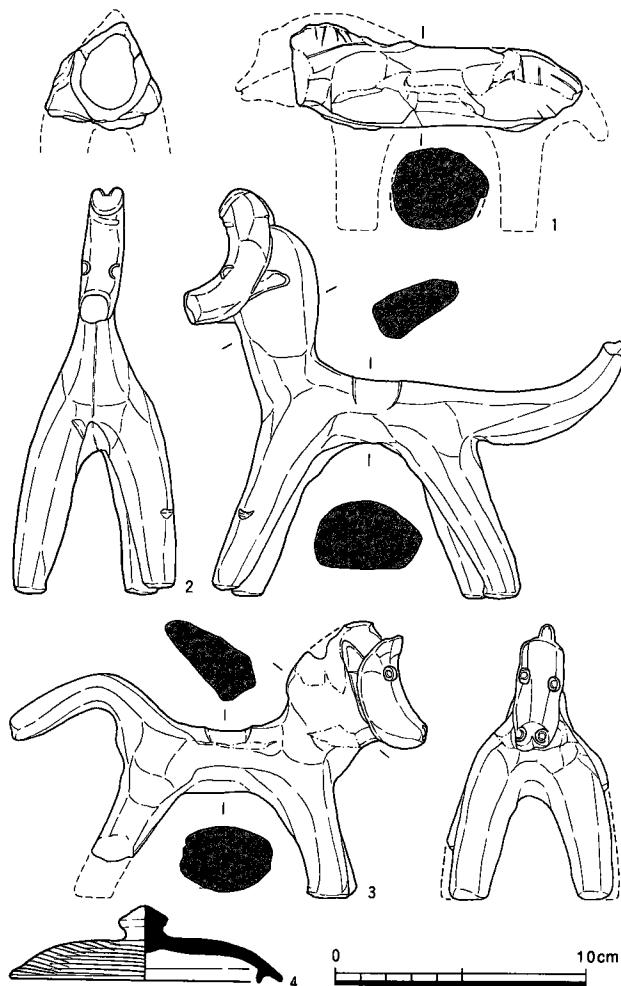


図71 土馬およびロクロ土師器実測図 1:3

土器・土製品 調査区の全域から、整理箱にして約40箱の土器が出土した。土器の年代は弥生時代中期から中世にわたる。池状遺構SX501南方の整地土からは、飛鳥Ⅲ～Ⅳにかけての土器が出土している。SX501からは多量の木簡と共に藤原宮期の土器が出土した。飛鳥Ⅲ～Ⅳの土器も一部見られるが、これは基盤となる整地土に含まれていたものである。調査区北半の沼沢地の堆積土からは、奈良時代の土馬と中世の土器が出土した。ここでは、特徴的なものを示す（図71）。1はSX501出土の土馬。胴体のみの破片で、7世紀代のもの。細く鋭い沈線による、タテガミと尻繋、手綱と見られる表現がある。2・3は調査区北端の包含層から出土した奈良時代の土馬。3の後足とタテガミの一部を欠く以外は完形。ともに背中にナデによる鞍の表現がある。3は尻尾が垂れ下がり、奈良時代中頃の平城宮土器Ⅲ、2は尻尾が上方に反り上がり、平城宮土器Ⅳ頃の時期であるが、それほどの年代差はない。この土馬は、当地が奈良時代には既に沼沢地状の地形になっていたことを示すものであろう。4はSX501出土の土師器蓋。須恵器杯G蓋を模した器形で、内面にかえりを持ち、成形はロクロによる。頂部外面には五方向の丁寧な磨きがある。（玉田芳英／文化庁記念物課）

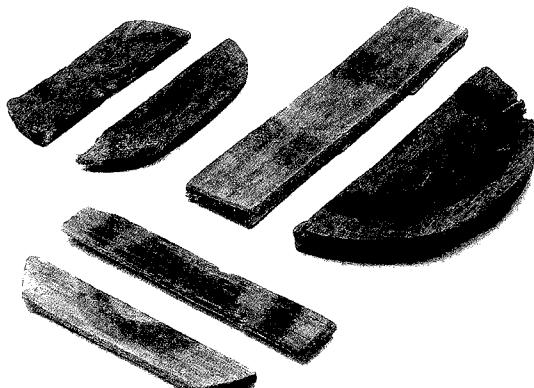


図72 的状木製品

木器・金属器 木製品はこれまでのところ、整理用の小型コンテナ107箱分出土している。主なものとして、木釘、鋤、紡輪、糸巻、留針、櫛、槽、曲物底板、蓋板、箸、匙、杓子、算木、琴柱、独楽、斎串、人形、鳥形ないし馬形、火鑓臼、部材、加工棒などがある。斎串はSD517から27点がまとまって出土した。また、不整な円形板の片側に墨で同心円を描いた的状の木製品があり、注目される（図72）。これには、直径10cm前後（厚さ約1cm）、13cm前後（厚さ約1cm）、16cm前後（厚さ約1cm）の大きさがあり、少なくとも4個体ある。いずれも調査区北半の沼沢地埋土から出土した。

金属製品、土製品、石製品、動・植物遺存体等は、これまでのところ整理用小型コンテナ13箱分が出土している。佐波理椀？、鉄釘、羽口、炉壁、砥石、サヌカイト製石器、楕形鉄滓、焼土、木炭、クリの種皮、クルミや桃の種子、獸骨、獸歯などがある。桃の種子は全体で約2.2kg、池状遺構からは計1.3kg以上出土しており、他の種子に比較して圧倒的に多い。

（小池伸彦）

4 まとめ

調査区南部では坪の南北中軸線上に心を合わせた大型の建物SB500を検出し、藤原宮期には少なくとも1町占地であった時期があると考えられる。北東部にはL字型になる溝を2条検出したが、これが敷地を区画する施設だとすると、左京七条一坊の4町分の中央部に1町分の内郭が想定でき、4町占地の可能性も考えられる。

SB500の北にある池状遺構SX501の木屑層の中から、多量の木簡を発見した。木簡の内容は多様であるが、①皇族・貴族との物品のやり取りの木簡、②中務省に出了した「解」や「移」の木簡、③官人の位階昇進等に関する木簡などが特徴的。これらは特定の皇族・貴族の家政機関との関連は薄く、中務省の事務に関わりが強い。大宝律令施行後、事務量の増加に伴って宮内の官衙が手狭になり、宮に近接する当地に中務省ないしそれを補完する機能のある施設を置いた可能性が考えられる。（内田和伸）